

## 桑名市立多度学園における校舎空間体験システム導入等業務委託 仕様書

### 1. 委託業務の名称

桑名市立多度学園における校舎空間体験システム導入等業務委託

### 2. 事業目的

本事業は、桑名市立多度学園において、デジタルツイン技術を活用して新たな学校環境を直感的に体験できる機会を提供することで、未就学児や児童生徒、保護者の新しい校舎への期待感を高めることを目指すものである。また、効率的に学校施設の運営、維持管理するためにデジタルツイン技術を活用することもを目指すものである。

### 3. 対象施設

桑名市立多度学園

用 途：義務教育学校

建築面積：7,260.74 m<sup>2</sup>

床 面 積：13,127.99 m<sup>2</sup>

規 模：地上4階、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

※プランについては、別添図面を参照のこと

### 4. 利用想定

- (1) 新校舎完成前に、入学予定の多度地区の小学校及び中学校の児童生徒が、事前に校舎内の教室把握や活用想定に利用
- (2) 今後、入学予定の未就学児やその保護者が、事前に校舎内を体感することに利用
- (3) 校舎の維持管理時に、市職員や施工業者が、現場の状況把握やメンテナンス履歴管理等に利用

### 5. 履行期間

契約締結日から令和8年3月6日（金）までとする。

### 6. 積算

デジタルツイン技術を用いた校舎内外のデジタル空間作成や作成に向けた協議、導入研修、導入サポート員、使用機材、通信環境、打合せやサポート時の交通費等といった業務実施に必要な費用を全て含む。

### 7. 業務の概要

- (1) デジタルツイン技術を用いたデジタル空間作成

- ①完成した校舎内外の高画質で360度画像のリアルな空間作成
    - ・PCやタブレットなどのデバイスで利用可能とする
    - ・専用ソフトが不要でインターネット接続のみで閲覧可能とする
    - ・情報埋込機能で場所や設備についての説明を追加可能とする
    - ・検索機能で確認したい情報に直接アクセス可能とする
    - ・利用者別に情報の閲覧可能権限をコントロールできるようにする
- ※校舎引き渡し日は令和8年1月30日（金）予定のため、現場作業はそれ以降となる。具体的な日程は、協議による。
- ※具体的な作成範囲は、契約後の協議による。

#### （2）導入サポート、保守等

- ①導入時の研修会の実施
  - ・市及び学校関係者向けの閲覧や編集機能の利用方法研修会
- ②トラブル発生時の対応（電話対応、サポートスタッフ派遣）

### 8. 支払条件

業務完了報告提出後、請求日から30日以内。

### 9. 納入成果物

- (1) 閲覧及び編集などの取扱マニュアル
- (2) 協議記録簿
- (3) その他、発注者が指示するもの

### 10. 納品先

桑名市教育委員会事務局 新たな学校づくり課  
〒511-8601 三重県桑名市中央町2丁目37番地  
電話：0594-24-1354 Mail：[gakusaihm@city.kuwana.lg.jp](mailto:gakusaihm@city.kuwana.lg.jp)

### 11. 危険の負担

委託業務実施中又は委託業務に起因すると判断される事故が発生した場合、その責任は全て受託者の責任とする。

### 12. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合  
受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の

取り消しができる。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

新型コロナウイルス等各種感染症拡大の状況により、人の往来が困難な状況が発生した場合は、市及び受託者双方の協議の上で、仕様書記載の「7. 業務の概要」について変更や修正することが可能である。

13. 不当介入における通報義務等

(1) 妨害または不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当もしくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入により履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、市に履行期間の延長変更を請求することができる。

14. その他

(1) 受託者は、本業務の履行に当たって個人情報を取り扱う場合、桑名市個人情報の保護に関する条例等に基づき、その取扱いには十分注意し、漏洩、滅失又は毀損の防止その他個人情報の保護に最大限の配慮をもって行うこと。

(2) 受託者は、本業務の実施により知り得た情報が漏洩することの無いように、情報の管理に万全の措置を講じること。また、受託者の責めに帰すべき情報流出等の事故に対しては、受託者が責任を負うが、市に対しては速やかに報告すること

(3) 受託者は、業務の詳細について本市担当者と十分な打合せを行い、業務の目的を達成すること。

(4) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託（再々委託を含む。）し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、予め市が認めた場合はこの限りではない。

(5) 受託者（再委託又は再々委託により受託した者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 事業に関する制作物の二次利用については、協議により使用可能とする。

(7) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、双方協議により業務を進めるものとする。

(8) 受託者は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守すること。